

宮若市簡易水道事業経営戦略（改定版）

（令和5年度～令和14年度）

令和5年2月

宮 若 市

【目次】

1	経営戦略策定の趣旨	1
2	現状と課題	2
(1)	水需要	2
(2)	簡易水道事業会計の決算額の推移	2
(3)	財源の確保	3
(4)	事業の意義	3
(5)	災害・危機管理対策	3
(6)	経営	3
(7)	人材育成	3
(8)	広域化について	3
(9)	水道料金について	3
(10)	組織体系化について	4
(11)	広域化経営比較分析表を活用した現状分析について	4
	経営比較分析表（令和3年度決算）	5
3	経営方針	6
(1)	水道水の供給	6
(2)	水道水の確保	6
(3)	水道施設の維持管理	6
(4)	水質検査体制の充実	7
(5)	情報提供	7
4	計画期間	7
5	投資・財政計画（収支計画）	7
6	今後の経営状況	12
7	効率化・経営健全化の取組	12
(1)	組織等に関する事項	12
(2)	民間活用に関する事項	12
(3)	その他の経営基盤の強化に関する事項	12
(4)	広域化に関する事項	12
(5)	資金管理・調達に関する事項	12
(6)	情報提供に関する事項	13
(7)	その他重点事項	13

1 経営戦略策定の趣旨

本市は、平成18年2月11日に宮田町と若宮町の合併により誕生し、安全な水、きれいな水、おいしい水は宮若市の魅力の一つです。

簡易水道事業は、昭和48年8月に事業認可を受け、平成11年4月に計画給水人口4,350人で供用を開始し、令和3年度末における普及率（給水加入率）は79.9%となっています。

今後も、健全な水道事業運営を行い、水道水の安全性や供給の安定性に対し、広く市民の理解を求め、加入の促進を図ると共に、近年の人口減少や、節水機器の普及による使用水量の減少など、水道事業を取り巻く環境が益々厳しくなっており、なお一層の経営努力が求められています。

この経営戦略は、今後の簡易水道事業が将来にわたり安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の指針となるものであり、中間年度における現状把握を踏まえ見直しを行いました。

計画期間

：令和5年度から令和14年度までの10年間を計画期間としています。

2 現状と課題

(1) 水需要

直近5ヶ年の宮若市簡易水道事業の給水人口は、14.2%増加し、給水戸数は、16.0%増加し、年間*有収水量は、11.2%増加しています。

項目	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	5ヶ年増減(%)
現在給水人口(人)	2,326	2,358	2,438	2,460	2,657	14.2%
現在給水戸数(戸)	930	943	975	999	1,079	16.0%
普及率(%)	68.9%	69.9%	72.2%	74.0%	79.9%	11.0%
有収水量(m ³)	209,249	218,047	212,371	222,236	232,586	11.2%

*有収水量とは、料金徴収の基礎となった水量をいう。(計画給水戸数：1,350戸 計画給水人口：4,350人)

(2) 簡易水道事業会計の決算額の推移

直近2ヶ年の宮若市簡易水道事業会計の*収益的収入・支出額を比較してみます。

*収益的収入・支出とは、一定期間に発生する公営企業の経済活動の結果生じる収益と費用のこと。

水道事業では、給水収益や給水費用をいう。

【収益的収入】

(単位：千円)

	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	2ヶ年増減(%)
営業収益	—	—	—	51,263	52,981	3.4%
営業外収益	—	—	—	54,954	55,142	0.3%
合 計	—	—	—	106,217	108,123	1.8%

【収益的支出】

(単位：千円)

	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	2ヶ年増減(%)
営業費用	—	—	—	91,749	95,615	4.2%
営業外費用	—	—	—	8,007	6,819	△14.8%
合 計	—	—	—	99,756	102,434	2.7%

簡易水道事業の営業活動で生じる「営業収益」と「営業費用」を比較すると、ここ2年は、費用が収益を上回っています。主たる営業活動以外の原因から生じる「営業外収益」と「営業外費用」を比較すると、収益が費用を上回っています。よって、合計では、収益的収入が収益的支出を上回っており、収支はプラスとなっています。営業収益の増加と営業費用の削減が課題となっています。

（３）財源の確保

簡易水道事業は、水道料金を基本財源として事業を運営していることから、収納率の向上に向けた取組として、給水停止や法的措置に努めるなど水道料金収入を確保し、健全な経営に努めます。

（４）事業の意義

簡易水道事業は、ライフラインとして、市民生活や社会経済活動に欠かすことのできない事業であり、安定供給の確保、安全でおいしい水の供給を主要施策として、計画的かつ効率的な経営に努めていく必要があります。

（５）災害・危機管理対策

わが国では、近年、大規模な地震が全国各地で頻発し、局地的な大雨による洪水や土砂災害が増加しており、水道施設の被害による断水や給水制限などの影響が生じています。

今後は、ハード、ソフト両面の整備により、災害に強い水道事業を目指して、取組を強化していくことが必要となります。

（６）経営

人員配置の見直しや、経費の縮減を行い、効率的な事業経営に努めます。

（７）人材育成

水道事業は、財務会計上地方公営企業法が適用されていることから、公営企業会計制度及び施設管理に精通した職員の育成に努めます。

（８）広域化について

人口減少・少子高齢化に伴い、水道事業の経営環境は厳しさを増しております。このことから、国は経営基盤の強化、経営効率化の推進、地域住民サービスの向上、技術の継承等を図る観点から、水道事業の広域化に積極的に取り組むことが必要であると示しています。福岡県の水道事業広域化への取組も注視しながら、積極的に取り組んでまいります。

（９）水道料金について

本市の水道料金は、用途別料金制度となっており、家庭用での月20m³の料金は、税込み3,850円であり、福岡県内では中位となっています。

(10) 組織体系について

令和4年4月1日現在、水道課として業務係、給水係、浄水係が設けられており、効率的な業務が可能となるよう事務分掌を設定しています。

課名	係名	主な業務
水道課	業務係	水道事業会計の予算及び決算に関することなど
	給水係	水道施設の補修、改良工事等の企画設計及び施行に関することなど
	浄水係	水源地及び浄水場の運営に関することなど

(11) 経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較分析表を活用した現状分析は次の「経営比較分析表」のとおりです。

経営比較分析表（令和3年度決算）

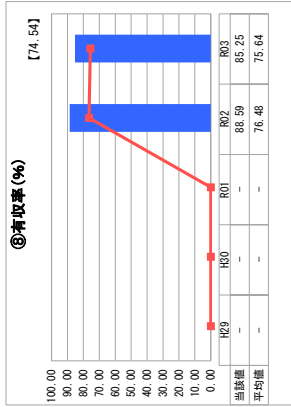
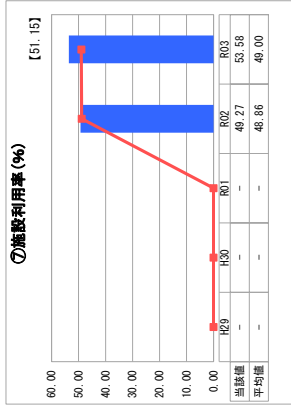
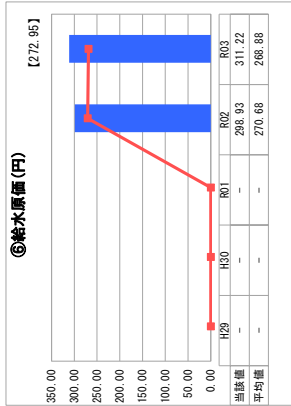
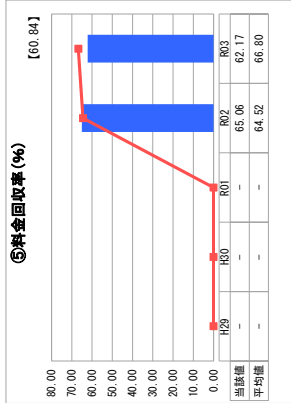
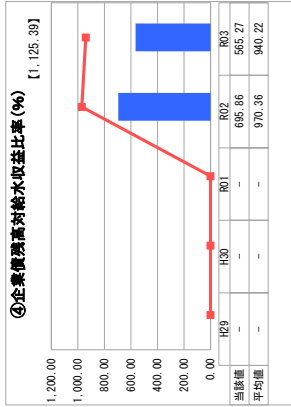
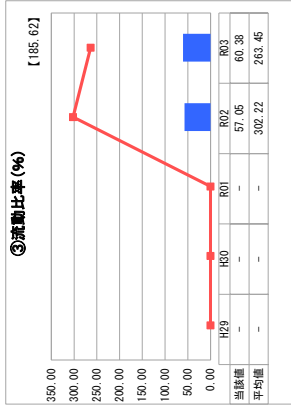
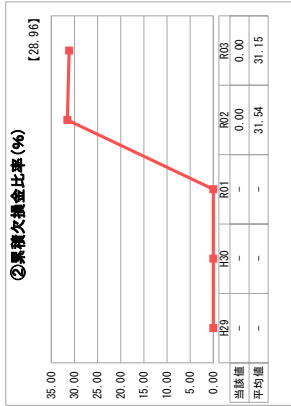
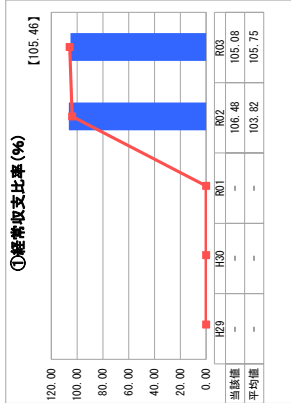
福岡県 宮崎市

業種名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	簡易水道事業	C3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	79.57	9.96	3,850	

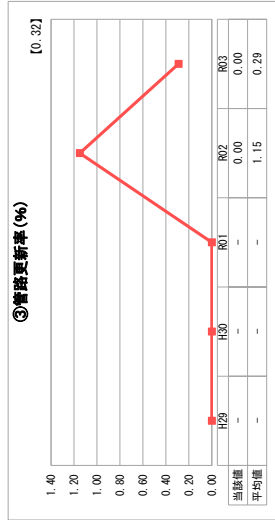
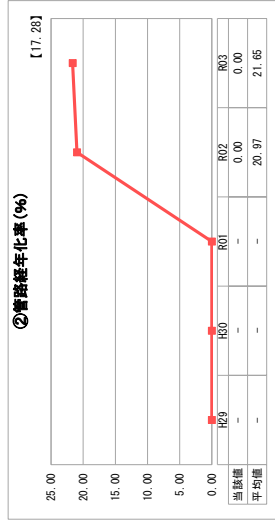
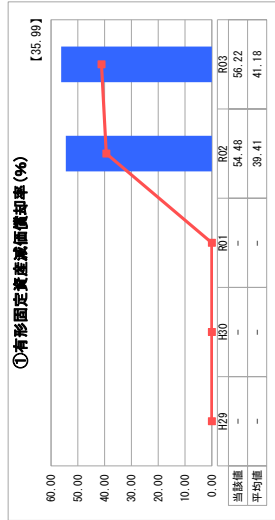
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
27,080	139.99	193.44
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
2,657	5.76	461.28

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和3年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析編

1. 経営の健全性・効率性について

簡易水道事業については、小規模のわりに給水区域内の集約が点にしているため建設費が割高となり、主な財源となる水利権運賃の増大につながる、資本費及び給水原価を引き上げる大きな要因となっている。

職人に関しては、給水区域内において、賃貸住宅の建設が活発化したことにより、平成19年度より料金収入が伸びを示していたが、平成26年9月に簡易水道料金を上水道料金と統合したことにより料金収入が大幅に減となった。しかしながら、定住施策等により料金収入は増加傾向である。

2. 老朽化の状況について

供用開始が平成11年であり、老朽管は存在しない状況である。

全体総括

現在、水道事業との統合を検討しているが、統合することによる、収支状況や財政措置の観点から、情勢を注視しながら進める必要がある。

なお、簡易水道事業については、令和2年度に地方公営企業法の一部適用を行い、企業会計に移行していく。今後とも企業会計の中で、適切な事業運営に努めていく。

今後については「宮崎市簡易水道事業経営戦略」に基づき、さらなる効率的な運営を行い、経費の削減を図らなければならない。

3 経営方針

本経営戦略で今後推進していく経営方針は、次のとおりとします。

(1) 水道水の供給

安心・安全でおいしく飲める水道水を供給するため、良質な水源の保全及び確保に努めます。

また、水質管理の徹底に努め、水源・水質監視体制の強化を図っていきます。

(2) 水道水の確保

①耐震化の促進

配水管の更新・整備に当たっては、水道施設アセットマネジメント（厚生労働省が推進している水道施設長期更新計画）に準じて、計画的に整備を進めると同時に災害に強い簡易水道事業を目指していきます。

②応急給水体制・応急復旧体制の充実

大規模な地震や大雨災害、渇水等による断水や給水制限に備え、応急給水など迅速な対応と早期復旧を目指した計画を策定していきます。

(3) 水道施設の維持管理

①水道施設の更新

水道施設の更新は、水道施設アセットマネジメントに基づき、更新基準を経過した管路及び配水池等の整備を計画的に実施していきます。

②施設更新費用負担の対応

水道施設の更新費用については、事業費を平準化し、建設改良費の財源として企業債の借入れを行うことや、可能な限り補助事業制度を活用するなど今後も財源の確保を行っていきます。

③技術者の確保

水道事業の運営に欠かせない専門的な知識や技術の習得のため、内部研修の開催や外部研修への参加により職員能力の向上を目指していきます。

管路管理システムなどの整備を進めるとともに、専門的な知識を継続的に共有できるよう、再任用制度職員等の活用に取り組み、業務の効率化を図っていきます。

（４）水質検査体制の充実

水道利用者に安心して安全な水道水を提供するため、水質検査計画に基づき正確で精度が高く、かつ、信頼性が確保された水質検査を行い、その検査結果を公表していきます。

（５）情報提供

①水道水に関する情報の発信

水道利用者に水道水の安全性やおいしさについて理解を深めてもらうため、広報紙やホームページなどにより水道水の良さを今後も積極的にＰＲしていきます。

②浄水場見学の実施

水道水ができるまでの過程を実際に見学することで、水道水の安全についてより理解を深めることができるように浄水場での見学会等を実施していきます。

４ 計画期間

本経営戦略の計画期間は、令和５年度から令和１４年度までの１０年間とします。また、経営状況等の変化に対応するため必要に応じて見直しを行います。

５ 投資・財政計画（収支計画）

宮若市簡易水道事業の今後１０年間にわたる事業計画として別紙「投資・財政計画」を作成しました。

投資については、老朽化した設備類の更新を重要度と優先度を考慮し実施することとし、収入については、独立採算による事業運営を原則として、過去の水量や、人口動態を加味して料金収入を算定しています。

支出については、過去の実績により算定しています。

投資・財政計画（収益の収支）

年 度		令和3年度 〔決 算〕	令和4年度 〔決 算〕	令和5年度	令和6年度	令和7年度
区 分						
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	52,981	53,118	53,230	53,343	53,457
	(1) 料 金 収 入	45,005	45,118	45,230	45,343	45,457
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	853	1,000	1,000	1,000	1,000
	(3) そ の 他	7,123	7,000	7,000	7,000	7,000
	2. 営 業 外 収 益	55,142	63,328	60,927	59,927	57,927
	(1) 補 助 金	18,966	29,000	27,000	26,000	24,000
	他 会 計 補 助 金	18,966	29,000	27,000	26,000	24,000
	そ の 他 補 助 金					
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	29,651	31,109	31,227	31,227	31,227
	(3) そ の 他	6,525	3,219	2,700	2,700	2,700
	収 入 計 (C)	108,123	116,446	114,157	113,270	111,384
	1. 営 業 費 用	96,071	105,751	104,650	104,751	104,515
	(1) 職 員 給 与 費	17,864	27,374	27,415	27,456	27,497
	基 本 給	9,615	13,299	13,319	13,339	13,359
	退 職 手 当					
	そ の 他	8,249	14,075	14,096	14,117	14,138
	(2) 経 費	26,727	26,858	25,384	25,384	25,384
	動 力 費	303	333	333	333	333
	修 繕 費	546	500	500	500	500
	材 料 費					
	そ の 他	25,878	26,025	24,551	24,551	24,551
支 出	(3) 減 価 償 却 費	51,480	51,519	51,851	51,911	51,634
	2. 営 業 外 費 用	6,819	5,598	4,360	3,178	2,090
	(1) 支 払 利 息	6,819	5,597	4,360	3,178	2,090
	(2) そ の 他		1			
	支 出 計 (D)	102,890	111,349	109,010	107,929	106,605
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		5,233	5,097	5,147	5,341	4,779
特 別 利 益 (F)						
特 別 損 失 (G)		85				
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 85				
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		5,148	5,097	5,147	5,341	4,779
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		9,575	14,672	19,819	25,160	29,939
流 動 資 産 (J)		42,877	47,815	52,962	58,303	63,082
	う ち 未 収 金	9,159	9,000	9,000	9,000	9,000
流 動 負 債 (K)		23,424	23,646	23,646	23,646	23,646
	う ち 一 時 借 入 金					
	う ち 未 払 金	20,971	21,000	21,000	21,000	21,000
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)						
地 方 財 政 法 施 行 令 第 19 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)						
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		52,128	52,118	52,230	52,343	52,457
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)						
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)						
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)						
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 模 事 業 の 規 (P)						
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)						

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
53,570	53,684	53,799	53,913	54,028	54,143	54,258
45,570	45,684	45,799	45,913	46,028	46,143	46,258
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
56,927	55,927	55,927	55,927	55,927	55,927	54,927
23,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	21,000
23,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	21,000
31,227	31,227	31,227	31,227	31,227	31,227	31,227
2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
110,497	109,611	109,726	109,840	109,955	110,070	109,185
104,179	104,157	104,856	104,958	104,722	104,386	104,365
27,539	27,579	27,621	27,663	27,704	27,746	27,787
13,379	13,399	13,419	13,439	13,459	13,480	13,500
14,160	14,180	14,202	14,224	14,245	14,266	14,287
25,384	25,384	25,384	25,384	25,384	25,384	25,384
333	333	333	333	333	333	333
500	500	500	500	500	500	500
24,551	24,551	24,551	24,551	24,551	24,551	24,551
51,256	51,194	51,851	51,911	51,634	51,256	51,194
1,164	486	189	135	125	117	108
1,164	486	189	135	125	117	108
105,343	104,643	105,045	105,093	104,847	104,503	104,473
5,154	4,968	4,681	4,747	5,108	5,567	4,712
5,154	4,968	4,681	4,747	5,108	5,567	4,712
35,093	40,062	44,742	49,489	54,597	60,164	64,876
68,236	73,205	77,885	82,632	87,740	93,307	98,019
9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
23,646	23,646	23,646	23,646	23,646	23,646	23,646
21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000
52,570	52,684	52,799	52,913	53,028	53,143	53,258

投資・財政計画(資本的収支)

年 度		令和3年度 (決 算)	令和4年度 (決 算)	令和5年度	令和6年度	令和7年度
区 分						
資本的収支	1. 企 業 債					
	うち 資本 費 平 準 化 債					
	2. 他 会 計 出 資 金					
	3. 他 会 計 補 助 金	28,460	28,460	28,460	28,000	25,000
	4. 他 会 計 負 担 金					
	5. 他 会 計 借 入 金					
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金					
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金					
	8. 工 事 負 担 金					
	9. そ の 他					
	計 (A)	28,460	28,460	28,460	28,000	25,000
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)					
	純 計 (A)-(B) (C)	28,460	28,460	28,460	28,000	25,000
	1. 建 設 改 良 費	3,085	3,000	3,000	3,000	3,000
	うち 職 員 給 与 費					
	2. 企 業 債 償 還 金	46,368	47,587	46,877	45,592	41,973
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金					
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金					
	5. そ の 他	2,584	33	33	33	33
	計 (D)	52,037	50,620	49,910	48,625	45,006
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		23,577	22,160	21,450	20,625	20,006
補てん財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	23,062	21,884	21,174	20,349	19,730
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額					
	3. 繰 越 工 事 資 金					
	4. そ の 他	515	276	276	276	276
	計 (F)	23,577	22,160	21,450	20,625	20,006
補てん財源不足額 (E)-(F)						
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)						
企 業 債 残 高 (H)		254,398	206,811	159,934	114,342	72,369

○他会計繰入金

年 度		令和3年度 (決 算)	令和4年度 (決 算)	令和5年度	令和6年度	令和7年度
区 分						
収 益 的 収 支 分		18,966	29,000	27,000	26,000	24,000
	うち 基 準 内 繰 入 金	14,150	12,114	13,491	12,899	12,353
	うち 基 準 外 繰 入 金	4,816	16,886	13,509	13,101	11,647
資 本 的 収 支 分		28,460	28,460	28,460	28,000	25,000
	うち 基 準 内 繰 入 金	23,219	23,830	23,476	22,835	21,028
	うち 基 準 外 繰 入 金	5,241	4630	4984	5165	3972

(単位:千円)

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
19,000	4,000	2,695	365			
19,000	4,000	2,695	365			
19,000	4,000	2,695	365			
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
35,982	20,454	5,297	1,345	624	632	641
33	33	33	2,533	33	33	33
39,015	23,487	8,330	6,878	3,657	3,665	3,674
20,015	19,487	5,635	6,513	3,657	3,665	3,674
19,739	19,211	5,359	6,010	3,381	3,389	3,398
276	276	276	503	276	276	276
20,015	19,487	5,635	6,513	3,657	3,665	3,674
36,387	15,933	10,636	9,291	8,667	8,035	7,394

(単位:千円)

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
23,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	21,000
11,889	11,549	11,397	11,370	11,369	11,369	11,369
11,111	10,451	10,603	10,630	10,631	10,631	9,631
19,000	4,000	2,695	365			
18,033	4,000	2,695	365			
967						

6 今後の経営状況

計画期間の経営状況は、給水量の増減に伴う給水収益の増減にあわせて変動しますが、計画期間内の料金収入に関しては、人口減少等を考慮し、計画を策定しています。（計画期間内の料金収入に関しましては毎年 0.25%の増収を見込んでいます。）

7 効率化・経営健全化の取組

（１）組織等に関する事項

宮若市水道課では、簡易水道事業とともに、上水道事業を所管しています。目標管理や、研修への参加などにより職員の資質向上に努めます。

（２）民間活用に関する事項

現在、窓口業務や料金関係業務を民間業者に委託することで、職員数の削減やコストの縮減に取り組んでいます。

今後も、先進事例を参考にしながら、より効率的で、より良いサービスが提供できるように取り組んでいきます。

（３）その他の経営基盤の強化に関する事項

①組織の活性化と人材の育成

職員一人ひとりが水道料金により事業を運営していることを認識し、利用者へのサービスと経営感覚の一層の向上に努めます。

②歳入の確保

水道料金以外の歳入の確保のため、補助事業制度の活用などに取り組んでいきます。

（４）広域化に関する事項

給水人口の減少により、今後の経営が厳しくなることが予想されるため、近隣の事業体と広域連携の可能性について情報交換を行っていきます。

（５）資金管理・調達に関する事項

建設改良費については、大規模な事業が終了していることもあり、毎年の起債償還額は減少していく見込みです。

水道施設アセットマネジメントに沿った施設更新時における適切かつ効率的な資金管理を実施していきます。

（６）情報提供に関する事項

広報紙やホームページなどをおして、事業の進捗状況など（簡易）水道事業全般についての情報提供を充実していきます。

（７）その他重点事項

安全で安定した水を供給するために、地震や大雨に伴う洪水、土砂災害による断水、給水制限などに対する防災対策及び危機管理体制の強化はこれまでも取り組んできました。今後も一般行政部局や水道業務に携わる民間企業、近隣事業体とも連携して災害に強い水道事業を目指して、取組を強化していきます。

宮若市簡易水道事業経営戦略

編集・発行 宮若市水道課

〒823-0011 福岡県宮若市宮田 29 番地 1

TEL : 0949-32-1005 (直) FAX : 0949-32-1041